

平成29年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（2月7日）

出席議員			・ ・ ・ ・ ・	１
欠席議員			・ ・ ・ ・ ・	１
説明員			・ ・ ・ ・ ・	１
議事補助員			・ ・ ・ ・ ・	２
議事日程			・ ・ ・ ・ ・	２
会議に付した事件			・ ・ ・ ・ ・	３
開会・開議宣告(午後１時３０分)			・ ・ ・ ・ ・	３
広域連合長の議会招集挨拶			・ ・ ・ ・ ・	３
諸般の報告			・ ・ ・ ・ ・	４
日程第１	議席の指定について		・ ・ ・ ・ ・	４
会議録署名者の指名			・ ・ ・ ・ ・	４
日程第２	会期の決定について		・ ・ ・ ・ ・	４
日程第３	議案第　１号	広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ いて	・ ・ ・ ・ ・	５
日程第４	議案第　２号	広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ いて	・ ・ ・ ・ ・	６
日程第５	議案第１１号	広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ いて	・ ・ ・ ・ ・	７
日程第６	議案第　３号	広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	９
日程第７	議案第　４号	広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に關す る条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	１０
日程第８	議案第　５号	広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・	１１
日程第９	議案第　６号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について	・ ・ ・ ・ ・	１７
日程第１０	議案第　７号	平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算（第１号）	・ ・ ・ ・ ・	１８
日程第１１	議案第　８号	平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第２号）	・ ・ ・ ・ ・	１９
日程第１２	議案第　９号	平成２９年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予 算	・ ・ ・ ・ ・	２１
日程第１３	議案第１０号	平成２９年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算	・ ・ ・ ・ ・	２２
日程第１４	一般質問（２１番佐中議員）		・ ・ ・ ・ ・	２６

議了宣告	28
広域連合長の閉会挨拶	28
閉会宣告(午後2時57分)	29
会議録署名	30

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第24号

平成29年2月7日（火曜日）KKRホテル広島「安芸」

出席議員

1番	児	玉	光	禎
2番	竹	田	康	律
3番	森	畠	秀	治
4番	西	田		浩
5番	池	庄	司	孝
7番	道	法	知	江
9番	高	本	訓	司
10番	高	田	健	司
11番	宮	地	徹	三
12番	棗	田	澄	子
13番	亀	井	源	吉
14番	堀	井	秀	昭
15番	細	川	雅	子
16番	山	下		守
17番	角	田	俊	司
18番	秋	田	雅	朝
19番	山	本	一	也
20番	繁	政	秀	子
21番	佐	中	十九	昭
22番	沖	田	ゆかり	
23番	瀧	野	純	敏
24番	中	本	正	廣
27番	福	田	義	人
28番	久保	田	龍	泉

欠席議員

6番	石	崎	元	成
8番	分	野	達	見
25番	大	林	正	行
26番	浜	田	明	利

説明員

広域連合長	藏	田	義	雄
広域連合事務局長	守	田	利	貴
広域連合事務局次長兼総務課長	宇都宮	弘	司	
業務課長	日	浦	大	三
総務課企画財政係長	平	田	好	一

議事補助員

議会事務局長	亀	田	賢	史
議会事務局次長	当	天	次	美
書記	中	田	紀	子

議事日程（第１号）

（平成２９年２月７日 午後１時３０分開議）

- | | |
|-------|--|
| 日程第１ | 議席の指定について |
| 日程第２ | 会期の決定について |
| 日程第３ | 議案第 １号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第４ | 議案第 ２号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第５ | 議案第 １１号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第６ | 議案第 ３号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第７ | 議案第 ４号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第８ | 議案第 ５号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第９ | 議案第 ６号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第１０ | 議案第 ７号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号） |
| 日程第１１ | 議案第 ８号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１２ | 議案第 ９号 平成２９年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第１３ | 議案第 １０号 平成２９年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

日程第 1 4 一般質問

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 30 分 開 会

○議長（児玉光禎）

ただいまの出席議員 24 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年第 1 回広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

平成 29 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。本日は、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、国におきましては、高齢者医療に対する負担のあり方などが検討され、平成 29 年度以降、保険料の軽減特例措置や高額療養費の算定基準額等が見直しされることとなりました。

広域連合といたしましても、この見直しについて、被保険者の方の理解をいただきながら、適切な運営に努めていかなければなりません。

この定例会に提出しております議案は、条例の一部改正のほかに、平成 28 年度補正予算、平成 29 年度当初予算といった重要案件も提案いたしております。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉光禎）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、藏田広域連合長，守田広域連合事務局長，宇都宮事務局次長兼総務課長，日浦業務課長，総務課平田企画財政係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました例月出納検査及び平成 28 年度定期監査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。本日の議会日程は、お手元に配付しております議事日程第 1 号のとおりでございます。この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第 1 「議席の指定について」

○議長（児玉光禎）

それでは、日程第 1 「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第 4 条第 1 項により議長が指定いたします。議席は、現在着席されている席とします。この際、御報告いたします。一身上の都合により、竹原市の北元豊議員から辞職願が提出され、閉会中につき 11 月 1 日付けで許可しておりますことを御報告いたします。なお、本日の会議録署名議員として 10 番高田議員，21 番佐中議員を指名いたします。

△ 日程第 2 「会期の決定について」

○議長（児玉光禎）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

○議長（児玉光禎）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございます。本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

小坂眞治氏は、現在、安芸太田町長として御活躍中であり、平成25年11月から平成28年10月まで副広域連合長の職を務めておられます。学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第４ 「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第４「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

○議長（児玉光禎）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第２号広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございます。本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、奥田正和氏は、現在、世羅町長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第５ 「議案第１１号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第５「議案第１１号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

○議長（児玉光禎）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第 11 号広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございます。本案は、平成 29 年 2 月 7 日付けで任期満了となる吉田副広域連合長の次期の副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

吉田隆行氏は、現在、坂町長として御活躍中であり、平成 19 年 3 月から副広域連合長に就任し、現在に至っております。学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

○議長（児玉光禎）

ただいま、選任に同意されました副広域連合長を御紹介いたします。

○議長（児玉光禎）

選任されました 3 名の副広域連合長を代表して小坂副広域連合長より挨拶があります。

◎副広域連合長（小坂眞治）

ただいま、副広域連合長の選任に御同意を賜りました安芸太田町長の小坂でございます。

広島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長を引き続き担うことになり、改めてその職責の重さを感じているところでございます。

今後とも高齢者医療制度が円滑に遂行できますよう、微力ではございますが、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、副広域連合長就任の御挨拶とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉光禎）

小坂副広域連合長におかれましては、公務の都合により退席されますので、御了承ください。

△ 日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ及び別冊 1 の平成 29 年第 1 回広域連合議会定例会議案資料の 1 ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

議案第 3 号広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1 の趣旨でございます。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児や介護する必要のある職員の勤務時間等に関して条例の一部を改正しようとするものでございます。

2 の内容でございます。まず（１）についてですが、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子等を加える規定を追加し、また、要介護者のある職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない規定を追加するものでございます。次に（２）についてですが、任命権者が職員の申出に基づき、介護を必要とする継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通

算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において、必要と認められる期間を介護休暇の期間とする規定を追加するものでございます。次に（３）についてですが、介護時間は今回新設するものでございます。職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の始め又は終わりの一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇として、介護時間の制度を設けるものでございます。3の施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立総員でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7 「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第7「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び別冊1の平成29年第1回広域連合議会定例会議案資料の

3 ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

議案第 4 号広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

1 の趣旨でございます。先程の職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正と同様、法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する規定の追加等、条例の一部を改正しようとするものでございます。

2 の内容でございます。（1）についてですが、法の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大され、法で規定される子のほか、条例で定めるとされたため、子の親等の反対により養子縁組が成立せず、養育里親である職員に委託されている子を育児休業等の対象とする規定を追加するものでございます。

3 の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立総員でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第 8 「議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページ及び別冊1の平成29年第1回広域連合議会定例会議案資料の4ページを御覧ください。説明は別冊1議案資料で説明させていただきます。

議案第5号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

1の改正の趣旨でございます。これは、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として国の予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、軽減措置見直しに必要な改正を行うものです。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

2の内容でございます。まず（1）についてですが、所得の低い被保険者の均等割額の軽減について、現行制度での均等割額の7割軽減を9割又は8.5割に拡充する措置については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとし、それまでの間は、継続するというものです。

次に（2）についてですが、所得割額の5割軽減措置について、平成29年度分の保険料の算定に当たっては所得割額を2割軽減とし、平成30年度以後の年度分の保険料の算定に当たっては、所得割額の軽減措置は廃止するものです。

次に（3）についてですが、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の9割軽減措置について、平成29年度分の保険料の算定に当たっては、均等割額を7割軽減とし、平成30年度分の保険料の算定に当たっては、均等割額を5割軽減とし、平成31年度以後の年度分の保険料の算定に当たっては、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額を5割軽減とするというものです。

次に（4）についてですが、均等割額の5割軽減及び2割軽減について、軽減対象となる所得判定基準額を引き上げるものでございます。

これは、所得判定基準額を計算する上で、世帯の被保険者の人数に乗じる金額を、5割軽減では26万5千円から27万円に、2割軽減では48万円から49万円に引き上げるものでございます。

この条例改正は、3施行期日にありますとおり平成29年4月1日です。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。質疑 1 ですが、平成 29 年度は、所得の低い被保険者の均等割額の軽減は継続すると、資料の 4 ページでは説明しているが、次の 5 ページの（ア）では、被用者保険の被扶養者であった被保険者の 9 割は軽減をなくし、7 割減としている。それぞれどういうことなのか説明を求めます。

質疑 2 ですが、平成 30 年度は、所得割額の軽減措置は廃止するとあるが、平成 29 年度は所得割額の 2 割軽減は継続するのかどうかお尋ねします。

質疑 3 ですが、この議案第 5 号が実施されれば、広島県後期高齢者医療広域連合にどのような影響を与えるか説明を求めます。

まず①、9 割軽減が 7 割軽減になった場合は、何人が該当になり、その該当者の保険料は何%引き上げられ、引き上げ総額は幾らになるのか。

②均等割額部分と所得割額部分はどう変わって、応益と応能の割合は変化するの
かお尋ねします。

③これにより、396,258 人と推計されていますが、特例軽減の対象から外される
方は何人で、その内最高何%上がり、最低でも何%上がるのかお尋ねします。

質疑 4 ですが、平成 30 年度は完全に特例軽減額は廃止されることになる。平成
30 年・31 年度の保険料は新たに算定されるのかどうかお尋ねします。

○議長（児玉光禎）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

保険料の軽減措置には、世帯の所得状況に応じて措置するものと、後期高齢者医療制度への加入直前に被用者保険の被扶養者であったことによって措置するものの 2 種類があり、所得に応じて措置する制度は継続することとし、被用者保険の被扶養者であったことに係る措置は段階的に見直すということです。

それぞれの内容について説明いたしますと、まず、所得の低い被保険者の均等割額の軽減については、現行制度では、均等割額の 7 割軽減を 9 割又は 8.5 割軽減に拡充する措置であります。この均等割額の軽減拡充措置については、低所得者に配慮して当面継続し、将来、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と

いった負担減施策と合わせて見直しを実施する予定とされ、新規の加入者についても引き続き軽減特例を適用するというものです。

次に、被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減については、資格取得後2年間は均等割額を5割軽減するところ、期間に拘わらず、一律に9割を軽減し、その収入に拘わらず、所得割額は賦課しない措置ですが、現在の措置が、一定の負担能力のある方も含めて一律に軽減を適用する制度となっており、また、低所得者の場合には、所得に応じて均等割額を軽減する措置もあることから、世代内の公平の観点から、急激に負担が増える方に配慮し、段階的に、29年度は7割軽減、30年度は5割軽減とし、31年度から本則である資格取得後2年間について5割を軽減するというものです。また、所得割額については、当面は賦課せず、賦課開始時期について引き続き検討していくこととなっています。

質疑2について、低所得者に対する所得割額の5割軽減については、負担能力に応じた負担の観点から、激変緩和も考慮し、段階的に29年度は2割軽減、30年度から本則に戻し、軽減がなくなることとなっています。

質疑3について、元被扶養者の均等割額を9割軽減から7割軽減になった場合の影響ですが、平成28年10月末現在で被保険者全体の7.9%に当たる31,255人がこの軽減の適用を受けております。

この度の見直しでは、3年かけて段階的に軽減割合を縮小し、資格取得後の2年間について均等割額の5割を軽減する本来の措置に戻すものでありますが、見直し後においても、世帯の収入状況によっては、均等割額の軽減を受けられるため、一律に均等割額の軽減がなくなるものではありません。

仮に、28年10月末現在の本軽減措置適用者の収入状況に応じて影響を見た場合、引き続き9割の軽減を受けることとなる者は8,881人で、保険料負担の増加はありません。8.5割軽減を受けることとなる者は7,555人で、その場合の保険料負担の増加額は年間2,240円、一ヶ月当たり187円の負担増になり、7割軽減を受けることとなる者は14,819人で、保険料負担の増加額は年間8,959円、一ヶ月当たり747円の負担増になります。

言い換えますと、現在一律9割軽減を受けている元被扶養者31,255人のうち、約3割の方は保険料負担の増加はなく、4分の1の方は年間2,240円、月額で187円の増加、残りの14,819人の方について、年間8,959円、月あたり747円の増加となります。この場合、見直しによる保険料負担の増加総額は29年度においては、約1億5,000万円になります。

②は、応益と応能の割合は変化するののかという御質問でございますが、この度の軽減の見直しは、保険料の均等割額の設定と所得割額における保険料率の設定に影響を与えるのかという御趣旨かと思います。

結論から申しますと、軽減額の大小により応益と応能の割合、均等割額、保険料率の設定に影響を与えることはございません。

と申しますのは、均等割額、保険料率の算定においては、まず、保険料の軽減はないものとして、保険料で賄うべき総賦課額を算出し、その上で、均等割額と所得割額の対象を本県の所得水準の場合には1対1の比率で分け、一人当たりの均等割

額、保険料率を算出する仕組みになっております。

制度の運営においては、軽減により不足することとなる保険料については、国からの交付金等により補填されますので、保険料の軽減がないものとして、均等割額、保険料率を決定しても医療給付のための保険料としての財源に不足を生じることはありません。

言い換えますと、見直しにより軽減額が変化しても、国からの補填額が変化をするだけで、本来確保すべき保険料としての総額に影響を与えないので、均等割額、保険料率の設定には影響を与えない仕組みになっております。

③は、今回の軽減特例の見直しによる影響全体についてですが、所得割額の5割軽減の見直しでは、平成28年10月末現在で被保険者全体の11.5%に当たる45,887人がこの軽減の適用を受けております。

所得割が賦課されますのは、例えば年金収入のみの場合、対象者個人の年金収入が年額153万円を超える場合ですので、それ以下の収入の方については、所得割が賦課されておらず、従って軽減の見直しによる保険料負担への影響はありません。また、所得割が賦課され、5割軽減を受ける収入の最高額は年金のみ収入では211万円の場合で、現行制度での軽減額は、年額26,013円で、これが30年度からは0円になります。また、元被扶養者の均等割額の一律9割軽減の見直しでは、平成28年10月末現在で被保険者全体の7.9%に当たる31,255人がこの軽減の適用を受けております。

先程、御説明しましたとおり、元被扶養者の方全員が保険料の軽減措置がなくなるのではなく、世帯の所得状況に応じた軽減を受けることができますので、引き続き9割の軽減を受け保険料負担が増加しない方も3割近くおられます。

また、この度の見直しでは3年で段階的に軽減割合を縮小し、最終的に資格取得後の2年間について均等割額の5割を軽減することになるので、見直し後も、収入に関わらず元被扶養者としての均等割額の5割軽減を受ける方がいらっしゃいます。

仮に現在、元被扶養者としての軽減を受けておられる31,255人の方について、これを当てはめて見た場合に、均等割額の軽減を全く受けることができなくなる方は、加入後2年以上経過し、所得に応じた軽減を全く受けることができない方で、例えば妻の年金が80万円以下での夫婦世帯における年金収入額では、夫の年金収入が264万円以上に当たる方で、これに該当する方は、約3割に当たる11,225人と推計され、その場合に負担額の増加が最大になり、年額40,316円の増加となります。

質疑4について、料率改定については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、2年毎に保険料率を見直すことが定められております。

前回の料率改定が平成27年度に平成28年度・29年度の改定を行っていますので、平成29年度に平成30年度・31年度の2年間の保険料率を算定する予定です。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

条例改正の場合は、内容がわかりづらい。特に、保険料についての条例改正は、新旧対照表が必要だと思いますが、どうお考えですか。

○議長（児玉光禎）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（守田利貴）

広域連合としては、丁寧に説明していくことが基本的な姿勢と考えております。

議員のほうからわかりづらいとの御指摘がありましたので、今後は御意見を踏まえて適切に対処してまいります。

○議長（児玉光禎）

よろしいですか。本件については、ほかに発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結します。これより、討論に入ります。

21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を国保や健保から切り離して、75 歳以上の独立した保険制度を作ったことで、全員から保険料を徴収し、医療給付など制度運営を行うこととしました。収入が少ない一方で、医療費がかさむ後期高齢者の独立保険というのは、基盤のきわめて脆弱な仕組みです。

すでに、9 年が経過し、国はしきりに制度の定着を言いますが、実際は高齢者の医療の切り捨てを許さないという国民の激しい追及で、保険料の特例軽減のように様々な手直しをしてきました。

政府は、時間が経過したとか、他の世代との公平性を言いますが、特例軽減がなくなることで、高齢者の生活にとって大きな打撃になります。

後期高齢者の年金収入の現状は、平均が 127 万円、基礎年金満額の 80 万円以下が約 4 割を占め、ほかに所得のない方が圧倒的で、さらにその半数近くは 50 万円以下で月 5 万円に満たない生活をしています。こうした実態から、扶養されている人、わずかな年金暮らしを含め、後期高齢者だけの独立した保険制度には、保険料を本来徴収できない人が含まれ、低所得の高齢者に負担増を押し付ける問題のある制度です。国民皆保険制度の一環である以上、全員が加入でき、全員が給付を受けられるよう、大幅軽減などの措置が引き続き必要です。こうしたことにより高齢者の受診抑制を招き、病気の重症化と医療費の増加という悪循環も引き起こしかねません。

医療費が嵩めば、自然と高くなる今の保険料制度、さらに窓口負担の引き上げ、75 歳以上の医療制度を年齢で差別する制度ではなく、日本の医療制度を共済健保・協会健保・国保等全国一本化することを求め、討論とします。

○議長（児玉光禎）

本件についてはほかに発言の通告がありませんので、討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。
（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 6 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第 9 「議案第 6 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）
（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の９ページ及び別冊１の平成２９年第１回広域連合議会定例会議案資料の６ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

議案第６号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。

１の趣旨及び２の内容でございます。広域連合が加入しております広島県市町総合事務組合は、非常勤職員の公務災害補償等の事務を行う一部事務組合ですが、当該組合を組織する構成団体のうち、山県郡西部衛生組合が平成２９年３月末をもって解散し、広島県市町総合事務組合を脱退することとなり、構成団体が２９団体から２８団体に減少します。この変更に伴い、広島県市町総合事務組合においては組合規約の一部を改正する必要があるため、この改正には、地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定により、当該組合の構成団体である当広域連合の議会の議決が必要であるため、今回お諮りするものでございます。

３の施行期日は、平成２９年４月１日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第１０ 「議案第７号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」

○議長（児玉光禎）

次に日程第１０「議案第７号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き下さい。議案第7号平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,545万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億8,441万9千円とするものです。

11ページを御覧ください。この補正の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入ですが、「4款 繰入金」「1項 基金繰入金」の2,515万円の減額は、主に事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

続きまして、12ページをお開きください。歳出ですが、「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の1,138万8千円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費の減額に伴い、特別会計事務費への繰出しを減額するものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第11 「議案第8号 平成28年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（児玉光禎）

次に日程第 11「議案第 8 号 平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 13 ページをお開き下さい。議案第 8 号平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてです。

特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 864 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,944 億 651 万 7 千円とするものです。この補正の主な内容といたしましては、事務費の執行残の減額等です。14 ページを御覧ください。まず、歳入ですが、「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」の 2,139 万 5 千円の増額は、高齢者の低栄養防止・重症化予防事業の実施等に伴う、補助金の増額 1,116 万円が主なものです。「4 款 支払基金交付金」「1 項 支払基金交付金」の 19 億 42 万円の減額は、前年度分の交付金の精算減額分を、平成 28 年度の支払基金交付金から充当することに伴い減額するものです。また、「7 款 繰入金」「1 項 一般会計繰入金」の 1,138 万 8 千円の減額は、事務費の減額によるもので、「2 項 基金繰入金」の 17 億 8,274 万 5 千円の増額は、支払基金交付金の精算などに伴い、給付準備基金繰入金を増額するものです。「10 款 諸収入」「3 項 雑入」の 1 億 1,297 万 8 千円の増額は、第三者納付金が当初の予定を上回る見込みとなったことによるものです。

続きまして、15 ページをお開きください。歳出ですが、「1 款 総務費」「1 項 総務管理費」の 2,428 万 2 千円の減額は、業務委託の入札の執行残などの事務費を減額するものです。「5 款 保健事業費」「1 項 健康保持増進事業費」の 1,694 万 3 千円の増額は、長寿健康増進事業等に係る補助基準額の増額等によるものです。「6 款 基金積立金」「1 項 基金積立金」の 130 万 7 千円の減額は、給付準備基金利子積立金の減額によるものです。次に 16 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為補正でございます。これは、平成 29 年度の事業のうち、平成 28 年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務外 3 件について、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（児玉光禎）

起立多数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 12 「議案第 9 号 平成 29 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（児玉光禎）

次に日程第 12 「議案第 9 号 平成 29 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

(挙手)

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 17 ページをお開きください。議案第 9 号平成 29 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてです。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,154 万 4 千円とするものです。また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を、5 千万円としております。

歳入歳出の詳細につきましては、恐れ入りますが、別冊 4 平成 29 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書により主な内容を御説明申し上げます。別冊 4 の 3 ページをお開きください。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。この別冊については、左右見開きのページとなっております。

「1 款 分担金及び負担金」は、各市町からの事務費分賦金で、10 億 943 万 8 千円を計上しており、歳入の 90.0%を占めており、前年度と同額としております。9 ページをお開きください。「4 款 繰入金」でございます。

市町からの事務費分賦金の軽減のための調整財源として、財政調整基金を計画的に取り崩すもので、1億1,200万円を計上しており、前年度比1,200万円、12.0%の増としております。続きまして、歳出について御説明いたします。17ページをお開きください。「1款 議会費」は、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、196万7千円を計上しております。19ページをお開きください。「2款 総務費」でございます。19ページから24ページが「1項 総務管理費」です。派遣職員給料等負担金をはじめ、消耗品費等の需用費、事務所やパソコン等の使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費として、23ページの計のとおり総額3億438万4千円を計上しております。前年度比2,098万4千円、6.4%の減としております。25ページをお開きください。「2項 選挙費」では、選挙管理委員報酬等19万7千円を計上し、次の27ページの「3項 監査委員費」は、監査委員報酬等13万円を計上しております。29ページをお開きください。「3款 民生費」は、特別会計事務費繰出金で、8億970万3千円を計上しており、前年度比3,262万5千円、4.2%の増としております。31ページの「4款 公債費」及び33ページの「5款 予備費」については、前年度と同額を計上しております。

35ページ以降は給与費明細書となっております。職員数に変動はなく、金額の増減は、実績等に基づき作成していることによるものでございます。

以上で上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第13 「議案第10号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（児玉光禎）

次に、日程第13「議案第10号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き下さい。議案第10号「平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本予算は、第1条にありますように後期高齢者医療特別会計予算の予算総額を歳入歳出それぞれ4,002億4,641万2千円とするものでございます。

後期高齢者医療制度は、2か年度の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営していくこととされており、平成29年度は特定期間の2年目で、現在の保険料率の算定基礎数値を基に予算編成をいたしました。

第2条につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を定めるものでございます。

23ページの「第2表 債務負担行為」にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成30年度において4月1日から6月30日まで、限度額を36万3千円としております。

また20ページに戻っていただき、第3条では一時借入金の限度額を20億円と定め、第4条では、特別会計の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものでございます。

それでは、別冊5平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書によりまして、主な内訳を説明させていただきます。別冊5の3ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、3ページの「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」「1節 現年度分」ですが、343億5,381万2千円で、対前年度比16億1,255万1千円、4.9%の増としており、これは、現在の保険料率の算定基礎となった被保険者数と一人当たり基準所得額等を推計したものから算出しております。療養給付費負担金は、県と同率の12分の1を計上しています。

5ページからは、「2款 国庫支出金」、9ページからは、「3款 県支出金」、13ページは、現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金である「4款 支払基金交付金」です。また、15ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」です。これらは、保険料率算定に用いた基礎数値に基づく医療給付費等により、高齢者の医療の確保に関する法律等関係規定に沿ってそれぞれ算定したものです。

19ページをお開きください。「7款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」は、

特別会計事務費繰入金で、8億970万3千円、前年度比3,262万5千円、4.2%の増としております。21ページの「2項 基金繰入金」では、「1目 給付準備基金繰入金」を20億7,717万5千円としております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。少し飛びまして33ページをお開きください。「1款 総務費」は、消耗品費等の需用費、郵送料等の役務費、各種電算システムの維持管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料をはじめ、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費などですが、総額で8億2,708万9千円を計上し、前年度比6,196万円、8.1%の増としております。これは、印刷製本費の見直し170万3千円のほか、療養費支給申請書内容点検業務委託料の見直し278万2千円など事務費の縮減を図りましたが、新規事業として、マイナンバー制度の情報連携開始に際し、取りまとめ機関が中間サーバーを構築・運用を行うための維持管理経費に対する負担金4,175万5千円、また、重複・頻回受診者訪問指導業務の拡充を行うため、151万2千円増の453万6千円となったこと等によるものです。37ページをお開きください。37ページから42ページにかけては、特別会計予算額の99.7%を占めます「2款 保険給付費」でございます。保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しており、37ページ「1項 療養諸費」、39ページの「2項 高額療養諸費」、41ページの「3項 葬祭費」を合わせて、3,988億9,174万4千円、前年度比112億9,689万3千円、2.9%の増としております。増加した主な要因としては、高齢者が増加し続けていることに加え、一人当たりの医療費も増加していることによるものです。

45ページの「4款 保健事業費」ですが、保険事業につきましては、医療費の抑制を図るとともに、高齢者ができる限り自立した日常生活を送れるよう、積極的に施策を推進する必要がある、「1目 健康診査費」では、市町が実施する健康診査事業及び歯科健康診査事業に対する補助金として1億4,628万4千円を計上しております。前年度比2,297万4千円、18.6%の増としております。

「2目 その他健康保持増進費」では、市町が実施する長寿健康増進事業等に対する補助金を交付するもので、1億9,036万7千円、前年度比2,015万7千円、11.8%の増としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。所得割については、平成 29 年度から軽減特例措置を廃止する。いろいろ特例はあるものの、平成 30 年度は完全に特例は廃止されることとなります。質疑 1 ですが、市町支出金は前年度と比較して 29 年度は 25 億 4,084 万円増とされている。市町の療養給付費負担金を除くと、保険料等負担金 16 億 1,255 万円となっている。その試算は、被保険者数平成 28 年度は 389,251 人と算定して、平成 29 年度は 1.8%の伸びで 396,258 人として、平成 28・29 年度実質一人当たり年平均 67,165 円として執行しています。

平成 29 年度は変更となりますが、実質一人当たり保険料等負担金は幾らになりますか質疑いたします。

○議長（児玉光禎）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

実質一人当たり保険料等負担金は幾らになるのかという御質問でございますが、この度の軽減見直しにより、一人当たり保険料負担金は幾ら上昇するのかということかと存じます。今回の軽減見直しにより、平成 29 年度に増加する保険料総額は、5 億 467 万 3 千円と見積もっております。従いまして、被保険者一人当たりとしては、1,274 円の増加要因となります。なお、御指摘の平均 67,165 円は、平成 28・29 年度2か年の平均ですので、29 年度単年度予算における平均値と一致するものではございませんが、29 年度当初予算においては、軽減見直しの影響も含めて、一人当たりの保険料等負担金は 70,011 円となっております。

○議長（児玉光禎）

よろしいですか。本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑を終結します。これより、討論に入ります。

21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。後期高齢者医療制度は、2008 年の制度スタートから 9 年が経ちました。後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を国保や健保から切り離して、75 歳以上の独立した保険制度を作ったことで、全員から保険料を徴収し、医療給付など制度運営を行うこととしました。収入が少ない一方で、医療費がかさむ後期高齢者の独立保険というのは基盤のきわめて脆弱な仕組みです。

すでに 9 年が経過し、国はしきりに制度の定着を言いますが、実際は高齢者の医療の切り捨てを許さないという国民の激しい追及で、保険料の特例軽減のように様々な手直しをしてきました。政府は、時間が経過したとか、他の世代との公平性を言いますが、特例軽減がなくなることで、高齢者の生活にとって大きな打撃になります。後期高齢者の年金収入の現状は、全国平均で 127 万円、基礎年金満額の 80 万円以下が約 4 割を占め、ほかに所得のない方が圧倒的で、さらにその半数近くは 50 万円以下で月 5 万円に満たない生活をしています。こうした実態から、扶養されている人、わずかな年金暮らしを含め、後期高齢者だけの独立した保険制度には、保険料を本来徴収できない人が含まれ、低所得の高齢者に負担増を押し付ける問題のある制度です。国民皆保険制度の一環である以上、全員が加入でき、全員が給付を受けられるよう、大幅軽減などの措置が引き続き必要です。

さらに政府は、後期高齢者の医療費 1 割負担・現役並み所得者 3 割負担をさらに拡大しようとしています。このような流れを含む予算に反対し、討論とします。

○議長（児玉光禎）

本件についてはほかに発言の通告がありませんので、討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 14 「一般質問」

○議長（児玉光禎）

日程第 14「一般質問」を行います。21 番佐中議員より発言の通告がございましたので、発言を許可します。

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

2017 年は、全国の後期高齢者医療広域連合は、75 歳以上の後期高齢者医療では、4 月から保険料の軽減措置を縮小します。

所得に応じて支払う所得割は 5 割軽減から 2 割軽減に縮小。元会社員の扶養家族などの定額部分も 9 割から 7 割に減らされます。

医療費の自己負担に上限を設ける高額療養費制度は、8 月から 70 歳以上の 1,400 万人の負担上限額が上がります。

年収 370 万円未満の場合、外来の負担上限が月額 2,000 円上がり、14,000 円になります。入院を含む負担上限も、13,200 円増の 57,600 円になります。

療養病床に入院中の 65 歳以上は、光熱水費である居住費が 10 月から 1 日 320 円が 370 円に。症状が重い患者も新たに 1 日 200 円の居住費負担が強いられます。介護保険では、現役世代と高齢者ともに負担増を押し付けます。

40 歳から 64 歳までの保険料は、8 月から収入に応じた「総報酬割」を段階的に導入。大企業社員と公務員の約 1,300 万人が負担増になる一方、国は協会けんぽへの補助約 1,600 億円を削減できることになります。

年金では、国民年金の保険料が引き上げられ、4 月から月額 16,490 円に、厚生年金の保険料率も 9 月から 18.3%に引き上げられます。

高額療養費の引き上げや 75 歳以上の医療保険料の軽減縮小は、18 年度以降も段階的に実施。介護保険でも現役並み所得者に 18 年 8 月から利用料を 3 割にする計画です。相次ぐ負担増は、貧困と格差の是正に逆行し、安倍政治の行き詰まりを国民に押し付けるもので、国民との矛盾を深めざるをえません。

他の先進国よりも異常に高い薬価や医療機器の価格の実態にメスを入れ、医療保険財政の無駄をなくすことも必要です。個人と企業の税・保険料負担、薬・医療機器の価格の実態なども明らかにしながら、医療拡充の財源を確保する改革を進めなければ、将来の医療制度そのものに大きく影響を与えることになります。

また、医師・看護師不足の実態や、地域の医療機関の窮状を把握、医療従事者の抜本的増員をはかりつつ、受診数を適正化し、地域医療を守る制度にしなければなりません。「高齢者の誰もが心配なく医療にかかり、安心して暮らせる。」このような医療制度の推進を提案しますが、どのような見解なのかお尋ねします。

○議長（児玉光禎）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

高齢者の皆様が、必要な医療を受けることができる、そのために、後期高齢者医療保険制度を安定的かつ円滑に運営していくことが、広域連合の果たすべき最も重要な役割であると認識しております。

少子高齢化の進展等に伴い、医療や介護、年金等を巡り、持続可能な社会保障制度の確立が課題となっている中、制度の持続可能性を高めるために、給付・負担の両面で世代間・世代内の公平を図っていく必要があり、そのために国において、様々な面からの検討の結果、この度の制度の見直しが決まったものであると受け止めております。後期高齢者医療制度を円滑に運営していく立場として、私ども広域連合としては、全国協議会を通じて、現行制度の維持を要望しつつ、やむを得ず見直す場合には、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講じることなどを要望して参りました。

これに対し、国からは、見直しにより急激な負担増となることのないよう、均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に配慮し、当面据え置き。所得割の軽減特例については、平成 29 年度は 2 割軽減とし、30 年度から本則に戻す。また、元被扶養者の軽減特例については、均等割については、急激な負担増となる場合もあることを考慮し、29 年度は 7 割軽減、30 年度は 5 割軽減、31 年度から本則に戻し、所得割については、賦課時期について引き続き検討を行うこととし、実施に当たっては、国による丁寧な説明と周知に努めて参るとの回答を受けております。

広域連合といたしましても、被保険者の皆様への説明・周知に努めて参る所存であります。なお、医療費の適正化につきましては、私ども保険者の役割として、レセプト点検、被保険者への医療費通知やジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知、重複・頻回受診者に対する適正受診促進のための訪問指導などに取組んできているところであり、引き続き適正化に努めていくこととしております。

また、被保険者の健康寿命の増進に向け、市町が実施する各種の長寿・健康増進事業に対して補助金による支援を行っており、来年度におきましても被保険者の健康づくりの促進に努めて参りたいと考えております。

○議長（児玉光禎）

それでは、一般質問を終わります。以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（藏田義雄）

平成 29 年第 1 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、提案をいたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。引き続き、円滑な制度運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 5 7 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 児玉 光禎

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 高田 健司

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐中 十九昭

